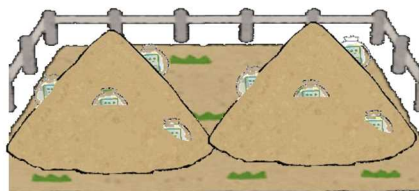


農地を改良（かさ上げなど）するときには 農地改良届が必要です！



「お金を払うから、土を畑に入れさせて」
「畑のかさ上げにタダで協力するよ」
「絶対にバレないから、資材置き場に使用させて」



「聞いている以上に土を入れられた…」
「ゴミが混じっていて、農業できない…」
「農業委員会から指摘を受けた…」



農地に土を入れることで農地法違反になることがあります。

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

農地を改良するつもりが、まったく別の状態になったとき、農地を転用したと判断されることがあります。最悪の場合、農地法に加えて、盛土条例（※1）違反になり、工事の中止や原状回復等の命令、罰則が土地所有者・請負業者に適用されることがあります。

（農地法第51条、同第64条、同第67条）

※1 富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等

甘い言葉にだまされないで！

責任は土地の所有者が取ることになります！

農地を改良するときは農業委員会にご相談を！



問合せ先：富士宮市農業委員会事務局 0544-22-1193

©富士宮市さくやちゃん